

## **[事案 27-78] 配当金支払請求**

・平成 27 年 10 月 30 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

契約時に、募集人から提示のあった設計書について、誤った説明があったので、設計書記載のとおり解約返戻金・積立配当金・特別配当金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

昭和 62 年に契約した終身保険について、以下の理由により、設計書記載の解約返戻金・積立配当金・特別配当金を支払ってほしい。

- (1) 契約の際、設計書の金額で貯蓄型として勧誘があった。募集人から終身保障額が 2 倍の他社の貯蓄型保険に比べても、貯蓄で有利であり、確認した際に損をしないと説明があったので、他社の保険を解約し、解約返戻金を頭金に入れて契約した。
- (2) 平成 27 年 1 月に送付された「ご契約内容のお知らせ」で確認した際に、実際の配当金額が、設計書記載のものと大幅に異なることに気付いた。保険会社から理由の説明を受けたが、算出基礎について明確な説明がないので、設計書記載の金額は過大であり、算出根拠がないと考える。
- (3) 設計書の金額と実際の金額が著しく異なるのに、払込満了まで適時の説明がなく、アドバイスもなかったため、その数十年があれば本来できたであろう配当金相当分の利益確保のための対応ができなかった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 設計書記載の配当金は、昭和 60 年度決算にもとづく支払配当率そのまま推移したと仮定して算出したものであり、当時としては適切な計算にもとづき算出されたものである。設計書には配当金は変動するものであり、今後の支払いを約束するものではないと記載している。
- (2) 契約時に募集人は配当金について断定的な説明はしておらず、設計書に沿って適切に説明している。
- (3) 契約後も適時に配当金の状況について知らせている。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人に対して、募集人の設計書の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、設計書記載の額を確定額として支払うことを内容とする契約は成立しておらず、また、保険会社が適切な説明や報告、アドバイスを全く行なわなかったため、配当金相当額を確保できる機会を喪失し、損害を被ったとは認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。